

## 市長定例記者会見資料



令和4年5月30日	
所 属	都市整備局 企画管理課
所属長	藤川 浩志
電 話	06-6489-6461

### 旧かんなみ新地の土地建物の取得に係る取り組みを推進します

尼崎市は、旧かんなみ地域の環境改善とまちの再生に向けて、土地建物の一時的な取得・活用に係る取り組みの一環として6月から地権者などへの実態調査を開始します。

神田南通3丁目に所在した通称「かんなみ新地」では、昨年11月1日に兵庫県警尼崎南署と本市が連名で違法な風俗営業をしているのであれば、直ちに中止するよう求める警告書を発出したことを受けて、飲食店名目で専ら性的サービスを提供してきたとされる各店舗は閉店したことが確認されています。一方、同地域では依然として廃業したままの店舗が多く存在している状況で、空き家状態が長期化することによる治安面での懸念などがあり、地域住民から心配する声が寄せられています。

そこで、本市が土地建物の売買に積極的に関与することで、まちの再生を加速化し、地域住民の安全で安心できる生活環境を実現してまいります。

#### 1 土地建物の取得などに係る概要

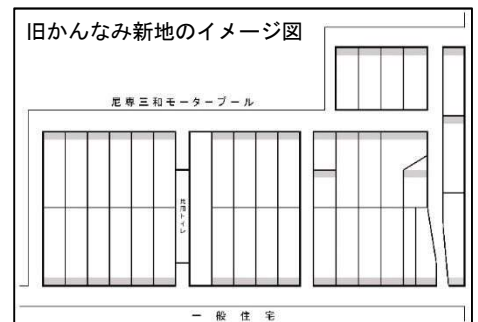
土地建物の取得と同時にまちの再生に係る企画・立案や関連事業など総合的に実施していき、次の考え方を基本として推進していきます。

##### ▼一括取得（右図参照）

建物ごとに所有者が異なり、通路が共有で複雑な権利関係が存在することから、原則的に全区画の関係者の意向がまとまり一括で取り扱えるといった場合、市で土地建物の取得を行います。

##### ▼加速化に向けた取組期限

まちの再生を加速させるためにも、取得に係る取り組みは、関係者の意向を確認した上で、年度内の完了を目指します。



#### 2 今後の予定

- 6月 取得に向けた調査費の予算計上(6月補正) 事業費 5,200 千円  
地権者などの実態調査
- 7月～11月 取得に向けた調査開始  
地権者向け説明会(関係者の意向確認)※  
※11月までに複数回開催予定
- 12月 土地取得費の予算計上(12月補正)
- 来年1月～3月 地権者との交渉から土地建物の取得

#### 3 旧かんなみ新地に係る取り組みの基本方針（別添資料）

本取り組みは、多岐にわたる分野から同時並行的に進める必要があることから、別添の通り、全庁的な体制のもと進めていきます。

同方針の問い合わせ先: 危機管理安全局企画管理課(課長: 松本 隆) 電話: 06-6489-6564

以上

## 旧かんなみ地域の環境改善に向けた取組みについて

神田南通3丁目に所在した通称「かんなみ新地」は、過去から、飲食店舗の形態を取りながら、実態はその店舗で働く女性が、専ら性的サービスを提供することを目的としている性風俗店であるとされており、住民からは地域の生活環境が悪化しているとの声が寄せられてきたところである。

こうした声に本市と尼崎南警察署が対応を検討し、協議してきた中、11月1日、市長と尼崎南警察署長は、通称「かんなみ新地」において営業する店舗に対して、違法な風俗営業をしているのであれば、直ちに中止するよう求める警告書を連名で発出し、これを受け、同日中に全店舗が閉業したことが確認された。

### 1 旧かんなみ新地に係る取組方針

旧かんなみ新地（以下、令和3年1月1日付け警告書により全店舗が閉業した以降のことをいう。）では全店舗が閉業した後、4月1日現在、8店舗が飲食店として営業している。

地域住民からは、これまで歴史的に繰り返されてきた様に、元の形態に戻ることに懸念や、廃業等した店舗の空き家状態が長期化することによる治安面での懸念があり、早急に対策するよう声があがっている。

このことから、これらの課題を解決するため、警察や地域との連携、弁護士会の協力のもと、次の項目を方針として取り組んでいく。

#### 【取組方針】

- (1) 当該地域が青少年や児童に悪影響を与えないよう環境改善を図り、ひいては通学路とすることを目標とする。
- (2) 全庁的な取組み体制を構築した上で、ハード・ソフトの両面から多岐に亘る分野での取組みを同時並行的に進める。
- (3) 当該地域の土地利用や建物利用の転換は民間に委ねることが基本であるが、建物の歴史的利用状態や建物規模等を考慮し、迅速に取り組めるよう一定の期間を定め、一括で取り扱えるといった場合などには、市が一時的に取得する取組みを進める。

### 2 旧かんなみ新地に係る取組体制

旧かんなみ新地を二度と元に戻させないためには、ハード・ソフトの両面から多岐に亘る分野での取組みを同時並行的に進める必要があることから、全庁的な取組体制を構築する。

#### (1) 全庁的な取組体制の構築

全庁的な取組体制として、まちづくり対策チーム、生活支援対策チーム、抑止対策チームの3つの機能を持たせた対策チームを編成し、取組みの集約や進捗管理のため、危機管理安全局に事務局を置く。

3つの対策チームには、それぞれリーダー局を設置し、リーダー局はチームの達成すべ

き目標や進捗を管理することで、市としての目標を達成するために効果的かつ効率的に事業を推進する。各対策チームに組織された担当局についても、各分野の知識を共有することで、チームの専門性を高め、自主的に事業を推進する。

なお、買い取りなどの取組については、前例がない中だが、積極的に挑戦し、庁内や関係機関との連携・協力のもと事務を進めることとする。

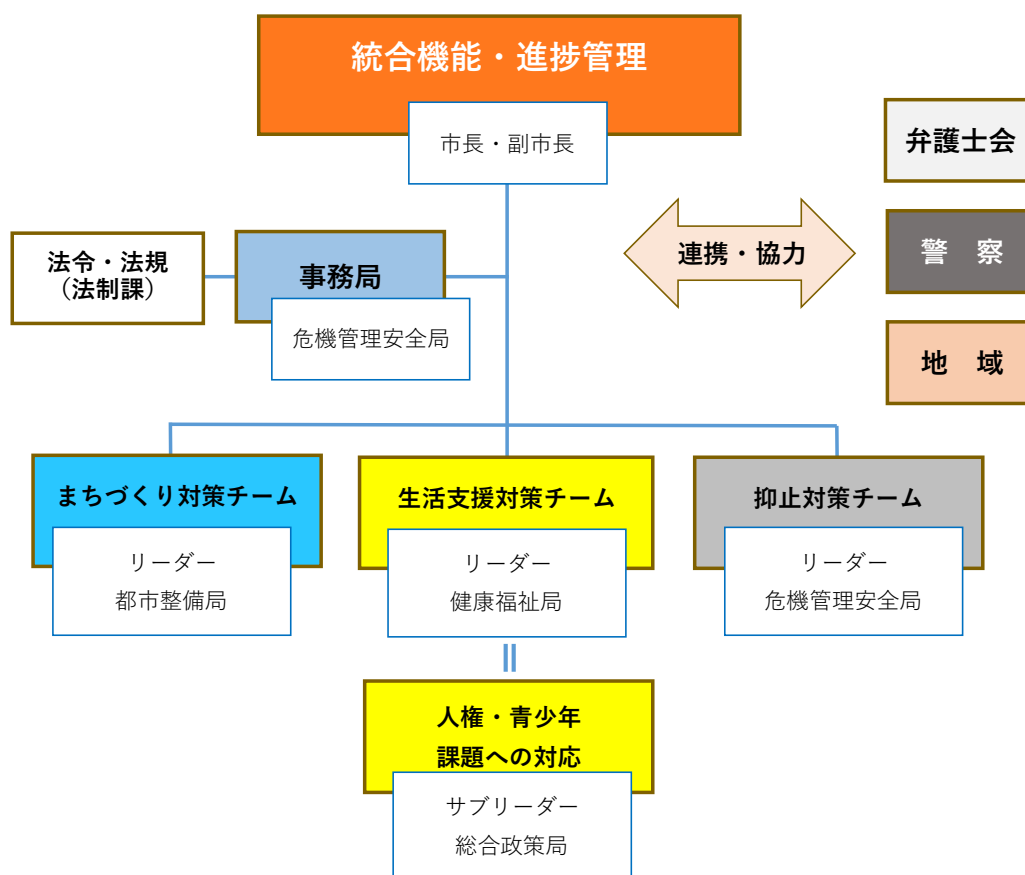
## (2) 各対策チームの取組み

ア まちづくり対策チームは、地域住民が安全・安心して生活できるよう環境改善を行うとともに、賑わいを形成するまちの再生に係る取組みの企画、立案、調査、事業実施等を行い、課題の解決を図る。

イ 生活支援対策チームは、国で検討されている困難を抱えた女性が本当に必要とする支援を受けられるための女性支援新法制定にも注視しながら、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるような取組みを進める。

ウ 抑止対策チームは、警察や地域と連携のもと、消防法、食品衛生法等の法律に基づく立入調査・指導を実施することなどにより、再び元の形態に戻させないように抑止を図る。なお、地域の治安を図る目的で防犯カメラの設置などを行った。

### 【旧かんなみ新地に関する全庁体制・関係機関相関図】



以上